

中小企業の振興に関する条例の骨子（素案）について

商工労働部産業政策課

中小企業の振興に関する条例の立案に向けて、次に掲げる事項を基本として、骨子を作成することとしてはどうか。

1 目的

- 中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的に図り、もって県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とすること。

2 中小企業者の定義

- 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいうこと。

（参考）中小企業基本法における中小企業者の定義

製造業その他	資本金 3億 円以下 又は 従業員 300人以下
卸売業	資本金 1億 円以下 又は 従業員 100人以下
サービス業	資本金 5千万円以下 又は 従業員 100人以下
小売業	資本金 5千万円以下 又は 従業員 50人以下

3 基本理念

- 中小企業については、県経済の発展及び県民生活の向上に貢献する重要な存在であることに鑑み、中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営の基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その振興が図られなければならないこと。

4 関係者の役割

(1) 県

- 県は、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする

(2) 中小企業者

- 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上を図るよう努めるものとする
- 中小企業者は、雇用の機会の確保、人材の育成及び雇用の環境の整備に努めるものとする

(3) 県民

- 県民は、中小企業の振興に関する理解及び関心を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(4) その他の関係者

- 中小企業関係団体、大企業者その他の中小企業者以外のものであって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

5 県の施策の基本方針

- 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。
 - ・ 中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。
 - ・ 中小企業者の資金の調達円滑化を図ること。
 - ・ 中小企業者の技術及び商品の開発の促進を図ること。
 - ・ 中小企業者の販路の拡大の促進を図ること。
 - ・ 中小企業者の人材の育成及び確保の促進を図ること。
 - ・ 中小企業者の雇用の環境の整備の促進を図ること。
 - ・ 中小企業の振興のための関係者の連携の促進を図ること。

6 県の施策の効果的な実施のための取組

(1) 広報等の措置

- 県は、県民等の中小企業の振興に関する理解及び関心を深めるため、広報、顕彰その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 中小企業者の受注の機会の増大

- 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行を確保しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

(3) 財政上の措置

- 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。